

盛岡地方振興局長告示第39号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成21年6月26日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0370103467	ハッピー盛岡茶畑・ヘルパー ステーション	盛岡市東新庄27番地1 ピソ・ヴェルデ104号	株式会社ジャパンケア サービス東日本	平成21年6月30日